

議員案第2号

矢板市議会定例会条例の一部改正について

矢板市議会定例会条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月17日

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 矢板市議会議員 | 佐 貫 薫 |
| 賛成者 | 〃 | 神 谷 靖 |
| 〃 | 〃 | 中 里 理 香 |
| 〃 | 〃 | 高 瀬 由 子 |
| 〃 | 〃 | 宮 本 妙 子 |
| 〃 | 〃 | 中 村 久 信 |

矢板市条例第 号

矢板市議会定例会条例の一部を改正する条例

矢板市議会定例会条例（昭和31年矢板市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、矢板市議会の定例会の回数は、 <u>年1回</u> とする。 <u>ただし、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなったときは、この限りでない。</u> | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、矢板市議会の定例会の回数は、 <u>年4回</u> とする。 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の属する年における定例会の回数は、本則の規定にかかわらず、2回とする。